平成２５年（フ）第２８１号
岡山市北区青江５丁目17―11―806、商業登記簿上住所岡山市北区青江５丁目17番11号
破産者　タートル・ラン株式会社
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８２号
岡山市北区十日市西町７番２号　十日市改良住宅南202、開始決定時の住所岡山市北区青江５丁目17番11号シティーコーポ青江806号
破産者　富永　浩輔
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
広島県尾道市東尾道７番地15
破産者　有限会社カギタニ
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
広島県福山市神辺町大字川北902番地の７
破産者　有限会社フィリオサプライ
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４３７号
埼玉県蕨市塚越４丁目９番２号　サンハイツ102号、破産手続開始時の住所埼玉県蕨市塚越４丁目14番４号
破産者　室山　敏幸
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
埼玉県川口市大字木曽呂284番地の10
破産者　小林　芳夫
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
札幌市北区麻生町６丁目11番１号　サンコート麻生201号、申立時の住所札幌市北区篠路８条５丁目２番21号
破産者　高橋　恭宏
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８０号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番６号　パル24Ｂ―201号
破産者　川村　　武
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９８号
札幌市豊平区西岡２条10丁目10番６号　港南ハイツＢ―102号、開始決定時の住所札幌市豊平区西岡５条11丁目１番31号
破産者　横田　和彦
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３３号
札幌市中央区南19条西９丁目１番11号　橋本マンション303号
破産者　安藤　満次
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
岩手県奥州市江刺区玉里字中樋茂井野157番地３
破産者　菊池　精吾
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１７４号
仙台市若林区文化町９番27号　ヴァルーンレイム５―103
破産者　遠藤　保男
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
仙台市宮城野区田子３丁目10番12号
破産者　三浦　　章
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営小牛田峯山住宅335号
破産者　柿崎　直樹
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
宮城県栗原市志波姫北郷竹の内28番地、従前の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区川辺町３番地１　パークシティ横濱Ｃ棟705号
破産者　白鳥　　覚
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
千葉県旭市鎌数9372番地１
破産者　戸村　光子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３９号
川崎市宮前区南平台16番６―104号
破産者　甲斐　義人（旧姓大島）
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目640番地２　中川ハイツ102
破産者　三好　治道
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３２号
富山県砺波市大門31番地
破産者　石田建築こと　石田　孝次
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部